

#### 設問4 土地分筆登記

(条件) 個人が所有するA市C町一丁目105番の土地を二筆とする分筆登記を受託する。

- ・ 一筆の土地全体を測量し、筆界線(A-B)と平行に面積を等分する(分筆線X-Y)。
- ・ 近傍の基本三角点等を4点(既知点)使用し、現地を測量するため結合トラバース測量を行い、多角点2点(新点)を設置する。
- ・ 事務所から現場まで約4km、法務局(出張所、支局)まで約6km
- ・ 地目: 宅地(市街地)
- ・ 公簿地積: 264.00 m<sup>2</sup>
- ・ 申請土地(1筆)と隣接地(5筆)の調査
- ・ 地図に準ずる図面と隣接地(1筆)の地積測量図の調査
- ・ 現地境界点(B, C)にはコンクリート杭が存する(地積測量図と合致)。
- ・ 現地境界点(A, E)には金属標、(D)にはコンクリート杭を設置する。
- ・ 分筆点(X, Y)には金属標を設置する。
- ・ 登記完了後の土地登記全部事項証明書2通を取得
- ・ 道路及び隣接民有地と筆界確認を行う。ただし、101番2は地積測量図と合致するため立会省略

